

令和7年度 第2回国民健康保険運営協議会 会議録（要約）

開催日時	令和7年12月16日（火）18：25～19：25
開催場所	江別市民会館37号室
出席委員（9名）	齋藤 嘉孝、清水 雅彦、佐々木 浩子、笹浪 哲雄、伊藤 公一、小澤 武史、佐藤 誠一、渡辺 茂樹、鈴木 篤
欠席委員（2名）	越田 益夫、白崎 美由紀
事務局（8名）	健康福祉部長、健康福祉部次長、保健センター長、国保年金課長、保健センター主査1名、国保年金課主査2名
	<p>1 開 会</p> <p>2 報 告 事 項</p> <p>（1）令和7年度江別市国民健康保険特別会計決算見込みについて</p> <p>（2）子ども・子育て支援金制度について</p> <p>（3）令和8年度国民健康保険事業費納付金概算額について</p> <p>（4）令和8年度江別市国民健康保険特別会計予算の編成方針について</p> <p>（5）第3期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に係る令和6年度結果について</p> <p>3 諒 問 事 項</p> <p>（1）江別市国民健康保険税の課税（賦課）限度額について</p> <p>（2）江別市国民健康保険税の税額について</p> <p>4 そ の 他</p> <p>5 閉 会</p>

齋藤会長	<p>ただいまから、令和7年度の第2回江別市国民健康保険運営協議会を開会します。</p> <p>2 報告事項（1）「令和7年度江別市国民健康保険特別会計決算見込みについて」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
国保年金課主査	<p>それでは、報告事項（1）令和7年度江別市国民健康保険特別会計決算見込みについてご報告をいたします。</p> <p>列の一一番右、令和7年度決算見込み額B列をご覧ください。</p> <p>まず、歳入からご説明いたします。</p> <p>行番号1番、国民健康保険税の決算見込みは、19億9,033万7千円です。現年課税分では、当初見込み以上の調定額を確保できたことから、19億4,304万5千円で、当初予算比で3.8%増となっております。</p> <p>行番号4番、国庫支出金は、報告事項（2）でご説明する、「子ども子育て支援金制度」開始に伴う、システム整備に対する補助金が交付され、1,120万3千円の決算見込みとなっております。</p>

	<p>行番号5番、道支出金は、算定の基礎となる保険給付費の支出状況などを基に決算見込みを算出した結果、87億6,643万7千円となっております。</p> <p>行番号8番、繰越金は、令和6年度決算における黒字額6,267万1千円となっております。</p> <p>これらの結果、歳入合計は、行番号10番、119億8,299万円となっております。</p> <p>次に、歳出についてご説明いたします。</p> <p>行番号12番、保険給付費の決算見込みは、85億9,778万8千円であり、当初予算比で3.9%減となっております。</p> <p>行番号16番、基金積立金については、前年度繰越金から、今年度中に必要な分などを差し引いた額を基金に積み立てるもので、6,072万4千円と見込んでおります。</p> <p>これらの結果、歳出合計は、行番号18番、119億4,489万2千円となっております。</p> <p>行番号19番、歳入歳出差引は3,809万8千円の黒字と見込んでおりますが、このうちの歳入には、行番号7番の基金繰入金と行番号8番の前年度繰越金を合わせて8,067万1千円が含まれており、歳出には行番号16番の来年度以降の財源とするため基金への積立を6,072万4千円見込んでおりますので、実質単年度収支は、行番号20番、1,815万1千円の黒字となる見込みです。</p> <p>なお、令和7年度末における基金残高は、行番号21番、2億8,410万6千円と見込んでおります。</p> <p>説明は以上です。</p>
齋藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、何か皆さんの方からご質問等ございませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
齋藤会長	<p>ちなみに行番号1番国保税が、令和6年度と比べますと相当な増加になつますが、この理由を教えてください。</p>
国保年金課主査	<p>令和7年度に保険税を改定したことから、令和6年度よりも令和7年度の国民健康保険税が高くなっているという状況であります。</p>
齋藤会長	<p>税率の改定に伴うものということですね。</p>
国保年金課主査	<p>そのとおりです。</p>
齋藤会長	<p>では、他にないようですので、この件は終わりにしたいと思います。</p> <p>次に、報告事項（2）「子ども・子育て支援金制度について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
国保年金課主査	<p>それでは、報告事項（2）子ども・子育て支援金制度についてご報告いたします。資料2ページをご覧ください。</p> <p>初めに、「1 制度概要」についてですが、令和8年度から開始される「子ど</p>

	<p>「も・子育て支援金制度」は、全世代や企業から支援金を徴収し、それによる子育て世代に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する制度です。</p> <p>支援金が充てられる事業は、記載の6つで、法律により定められています。これら事業の推進により、子ども一人当たり平均約146万円の給付改善額となることが国から示されています。</p> <p>次に、「2 制度のしくみ」ですが、中段の図にて、国と医療保険者、被保険者の3者の間の支援納付金、支援金の流れを示しています。(1) 子ども・子育て支援納付金として、国は、医療保険者に対し加入者数等により按分して請求し、医療保険者は支援納付金を負担することとしております。</p> <p>また、(2) 子ども・子育て支援金として、医療保険者は、被保険者に対し従来の医療保険の保険料に加えて、子ども・子育て支援金を被保険者から徴収することとしております。</p> <p>医療保険者には、社会保険等ありますが、国民健康保険の場合、下の図のとおり、従来の医療分、後期高齢分、介護分の3つの区分に加えて新たに、子ども子育て支援金分も合わせて、国保税として徴収する事になります。</p> <p>次に、「3 国民健康保険の支援金」ですが、国から示されている支援金の徴収額は、加入者一人当たりの平均月額として、図のとおり見込まれております。令和8年度では、月額平均250円となりますが、令和10年度までの3年間で段階的に引き上げられることが示されています。</p> <p>また、図の下の※にも標記しておりますが、これらを賦課する際には、これまで国保税を算定する際に適用していた、低所得者に対する軽減、被保険者支援金額に賦課限度額を設けるなど、現行の医療保険制度に準ずる形で実施し、さらに、年度内に18歳に達するまでの被保険者については、10割の軽減措置があることが示されています。</p> <p>なお、具体的な賦課額の算定については、諮問事項「令和8年度国民健康保険税の税額について」の内容の中で説明いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
斎藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの2ページに書かれております(2)子ども・子育て支援金制度について説明がありましたけれども、何かご質問等ございますか。ありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
斎藤会長	<p>1番目の下に子ども一人当たり平均給付改善額146万円と書いていますが、これは①から⑥の合計ですね。ということは妊娠してから18歳までということですか。それまでの間を足し算するとだいたい146万円という意味なのでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>平均ということで国から示されていますけれども、妊娠の時期から高校生世代、18歳になった後の3月31日まで、この間の子どもに対する支援の合計が、約146万というふうに示されています。</p>

齋藤会長	<p>それと3番目の人一人当たり月額が示されていますが、令和10年度以降は、まだあるんでしょうか。</p> <p>それとも400円ということで、標準化されるのでしょうか。</p>
国保年金課長	国から示されているのは、3年間で段階的に上がるのですが、11年度以降は、医療費のように上がっていくものではないと示されております。
齋藤会長	<p>ありがとうございました。よろしいですか。それでは本件を終わりたいと思います。</p> <p>次に、報告事項（3）令和8年度国民健康保険事業費納付金概算額について、事務局の方から報告願います。</p>
国保年金課主査	<p>それでは、報告事項（3）令和8年度国民健康保険事業費納付金概算額についてご報告いたします。資料3ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、納付金概算額ですが、平成30年度の国保の都道府県単位化に伴い、各市町村は、毎年度北海道に事業費納付金を納めることになり、北海道は、国が示す仮係数を基に北海道全体の保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金のほか、令和8年度から徴収が始まる子ども子育て支援納付金を推計し、各市町村の被保険者数や世帯数、被保険者の総所得額をもとに納付金概算額を算定し、北海道と各市町村は令和8年度予算編成を進めます。</p> <p>その後、国の新年度予算案が決まり、係数が確定次第、北海道は納付金確定額を算定し、北海道と市町村は、最終的にこの確定額をもって予算措置することになります。</p> <p>次に中段の「1 北海道国保特別会計」ですが、北海道は、保険給付費等の総額を4,339億円と見込んでおります。</p> <p>この歳出に対して、北海道は、国保事業費納付金や国や道の調整交付金、国庫負担金などで賄う必要があり、市町村が納める国保事業費納付金を、1,273億円と見込んでおります。</p> <p>次に「2 道内市町村国保特別会計」ですが、国保事業費納付金1,273億円から、国や道の支出金などの個別歳入と、市町村における特定健診等の個別歳出を足し引きした保険税収納必要額は、1,116億円となり、各市町村は、保険税や基盤安定繰入金、積立基金繰入などにより財源を確保する必要があります。</p> <p>次に4ページをご覧ください。</p> <p>「3 江別市国保特別会計」、「(1) 令和8年度納付金概算額と国保税収納見込額との比較」ですが、北海道から示された市の納付金概算額は、①に記載のとおり、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども子育て支援金分の合計が28億6,277万6千円で、②の個別歳入、個別歳出を足し引きした③保険税収納必要額は、22億4,381万2千円となりました。</p> <p>一方、⑥の国保税収納見込額について、「医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分」を現行の税額で推計し、新たに設定される「子ども子育て支援金分」を北海道の推計で算定したところ、合計で23億7,893万2千円となり、</p>

	<p>⑦収納過不足見込み額は、1億3,512万円、収納見込み額が収納必要額を上回りました。</p> <p>次に（2）「前年度との比較」ですが、こちらの表は、江別市の令和7年度納付金確定額と令和8年度の納付金概算額及び被保険者数について、北海道から通知された数値をもとに作成しています。</p> <p>右列の増減率のとおり、当市の納付金は、前年から6.3%減少していることが確認できますが、被保険者数も減少率が大きいため、一人当たりの負担額に2.1%の増加がございます。</p> <p>以上、納付金概算額についてご報告いたしましたが、先ほどご説明したとおり、1月中旬には確定額が示される予定です。</p> <p>例年、確定額は、概算額と比較し、金額は下がりますが、令和8年度診療報酬改定等により、北海道から確定額が増額になる可能性があることの説明を受けております。</p> <p>詳細は、確定額が示された後に開催する、次回の運営協議会にてご説明いたしますが、現時点の情報として皆様にもお知らせいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
齋藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から、報告事項（3）「令和8年度国民健康保険事業費納付金概算額について」の報告がありました。難しい内容になってきましたが、いかがでしょうか。</p>
委員一同	（質疑なし）
齋藤会長	あくまでも今現在の状態で試算されたもので、実際には年明けになってから確定するということですね。
国保年金課主査	そのとおりです。
齋藤会長	よろしいでしょうか。
委員一同	（意見なし）
齋藤会長	次に、報告事項（4）令和8年度江別地域国民健康保険特別会計予算の編成方針について、事務局から説明願います。
国保年金主査	<p>では報告事項（4）令和8年度江別市国民健康保険特別会計予算の編成方針についてご報告いたします。</p> <p>資料5ページをお開きください。</p> <p>令和8年度の予算については、現在、編成中ですので、編成に当たっての基本方針や、被保険者数の年度推移など、基本的事項の説明となります。</p> <p>（1）基本方針は記載のとおりです。これらはいずれも、安定した国保事業の運営に必要な事項であります。</p> <p>次に、（2）基本的事項として、予算編成に当たっての基礎数値などを記載しております。</p> <p>まず、被保険者数の推移としましては、社会保険適用拡大の影響など、近年の減少の傾向を反映しております。</p>

	<p>次に、国民健康保険税の収納率については、過去の収納率や令和7年度9月末までの収納率を反映し、令和7年度の収納率見込み及び令和8年度の収納率としております。なお、令和8年度から開始する子ども分の収納率は、北海道が示す収納率としております。</p> <p>次に、保険給付費は、過去の保険給付費の推移と被保険者数などから推計しております、令和7年度決算見込み比1.4%減の84億7,673万5千円と積算しております。</p> <p>国民健康保険事業費納付金は、報告事項（3）「令和8年度国民健康保険事業費納付金概算額について」で説明しましたとおり、北海道が国民健康保険事業に要する費用から積算しており、令和7年度決算見込み比6.3%減の28億6,277万6千円となっております。</p> <p>最終的な予算につきましては、このあとご説明いたします、諮問事項「江別市国民健康保険税の課税限度額について」及び「江別市国民健康保険税の税額について」の協議等を踏まえ積算し、令和8年1月に開催予定であります、令和7年度第3回江別市国民健康保険運営協議会にてお示しいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
齋藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>（4）の令和8年度江別市国民健康保険会計予算の編成方針、これについての説明を受けましたけれども、何かご質問ございませんか。</p>
委員一同	（質疑なし）
齋藤会長	<p>まだ概要ということで、細かな数字はあまり出てきていませんが、こういう編成方針で臨みたいということでございます。</p> <p>ちなみに令和8年度の被保険者数1万9,719人と書いてありますが、先ほど社会保険の加入等で逆に国保が減るのではないかというような意味合いでしたけども、要するに高齢になっても働く人が増えるというそういう解釈でしょうか。</p>
国保年金課主査	社会保険の適用拡大ということを、国で進めております。社会保険に加入できる対象者をどんどん広げておりますので、社会保険に加入できるイコール国民健康保険の被保険者が減少するということで、それを加味し、減少傾向となっております。
齋藤会長	ありがとうございます。他に何かございませんか。
委員一同	（意見なし）
齋藤会長	<p>ないようですので、本件を終わります。</p> <p>次に、報告事項（5）「第3期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に係る令和6年度結果について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
保健センター主査	<p>国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に係る令和6年度結果についてご報告いたします。</p> <p>資料の6ページをご覧願います。</p>

	<p>データヘルス計画の概要についてですが、保険者は、健康・医療情報を活用して、効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、計画を策定することとされており、江別市では、令和6年度から第3期の計画が始まったところであります。</p> <p>データヘルス計画の目的ですが、みんなが支え合い、いつまでも元気に暮らすことができること及び元気で自立した生活を長く続けられるよう、自分の健康状態に目を向け、必要な治療を受け、生活改善に取り組むことができるとしております。また、目的を達成するための目標を設定しており、第3期の計画では、計画の最終年度のみならず、進捗確認及び中間評価を行うこととしています。</p> <p>令和6年度短期目標における結果については、資料2の短期目標の推移をお示ししております。令和6年度が計画実施1年目となり評価するのが難しい部分はございますが、大幅な実績の低下はみられず、概ね目標値に向けて順調に推移しているところであります。特に、病気の早期発見・早期治療に繋がる特定健診受診率については、毎年向上していることから、今後も目標が達成できるよう取り組んで参ります。</p> <p>説明は以上です。</p>
斎藤会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から、報告事項報告事項（5）「第3期国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に係る令和6年度結果について」の報告がありましたが、ご質問はございませんか。</p>
佐々木委員	<p>質問よろしいでしょうか。2番の短期目標の推移（1）重症化予防（2）生活習慣病発症予防・保健指導（3）早期発見・特定健診とありますけれども、資料の矢印が上向きになっているのに低下となっていることが不思議に思っているので、もう少し詳しく説明していただくようお願いします。</p>
保健センター主査	<p>（1）の重症化予防についてですが、まず最初の上の部分、特定健診受診のうち、HbA1c 7.0%以上該当者の割合の低下になりますが、こちらは採血から過去1、2ヶ月の平均血糖値を反映しているところであります。</p> <p>こちらは、7%未満を目指すように目標を設定しております、ベースラインが基本の数字ということです。このベースラインの方から下げていくこと、低下していくことが目標になります。</p> <p>令和6年度は、ベースラインから暫定値が少し上がっている状態にはなっておりませんので、こちらの割合が低下できるように数字を持っていけるように、今後検討して参りたいと思います。</p> <p>次に特定健診のうち、高血圧以上該当者の割合の低下になりますが、こちらにつきましては収縮期160以上、拡張期100以上が動脈硬化が進行し、脳卒中、心筋梗塞、腎不全など重大な疾患リスクが大幅に上昇する数値になります。こちらについては、この割合が低下するように数値の方を持っていく予定としておりまして、今回ベースラインの7.9%から、7.6%、低下に向か</p>

	<p>っているところではございますので、順調に推移しているということで、今後も低下に向けて取り組んで参りたいと思っております。</p> <p>次に生活習慣病重症化予防保健指導の実施率向上につきましては、こちらは国が定める特定保健指導の対象外であっても検査データが悪い場合については主に医療機関の受診勧奨を目的とした、重症化予防の保健指導を実施しているものになります。</p> <p>今回ベースライン82.1%に対して、85.8%と矢印が上抜きになって向上している、実施率が上がっているという状況になっております。今後も実施率の向上に向けて取り組んで参りたいと思います。</p> <p>次に（2）生活習慣病発症予防保健指導の方になります。</p> <p>こちらにつきましては、まず、特定保健指導利用者のうち腹囲が減少したものの割合になります。</p> <p>ベースライン43.5%に対して、41.0%、令和6年度は、ベースラインよりも数字が下がっている状況になっておりますので、今後こちらは向上していくように検討、取組を行って参りたいと思います。</p> <p>続きまして特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率の向上になります。</p> <p>ベースライン16.0%に対して、18.0%と数字が向上しているところになります。今後も16.0%のベースラインから向上していくように取組を行って参りたいと思います。</p> <p>次に特定保健指導実施率の向上になりますが、こちらの件につきましては、ベースラインの41%から令和6年度39%と、数字が下がっている状況ではございます。</p> <p>データヘルス計画につきましては6年計画ということで、最終的には48%の実施率を目指すことになります。令和6年度につきましては、若干下がった形になりますが、今後向上に向けて努力や検討して参りたいと思います。</p> <p>（3）の早期発見特定健診につきましては先ほど申し上げましたとおり、ベースラインの26.2%に対して、令和5年、令和6年と順調に受診率が向上しているところであります。</p> <p>目標値令和11年31%に向けて今後も取組を進めて参りたいと思います。</p> <p>以上となります。</p>
齋藤会長	よろしいでしょうか。他にありませんか。
委員一同	(質疑なし)
齋藤会長	<p>それでは、本件は終わります。</p> <p>次に、「3 質問事項」を議題とします。</p> <p>（1）「江別市国民健康保険税の課税（賦課）限度額について」及び（2）「江別市国民健康保険税の税額について」の2点について、事務局よりお願ひいたします。</p>
齋藤会長	健康福祉部長から齋藤会長へ質問書を手交

健康福祉部長	
齋藤会長	<p>それではまず（1）「江別市国民健康保険税の課税（賦課）限度額について」から審議いたします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
国保年金課長	<p>「江別市国民健康保険税の課税（賦課）限度額について」、ご説明します。</p> <p>質問書につきましては、写しを机上に配付しておりますので、ご参照ください。</p> <p>国民健康保険税の限度額については、地方税法施行令で定められており、例年、年度末に公布され、4月1日に施行されることから、こちらの運営協議会での協議や江別市議会への議案提出の時間的余裕がないため、翌年度の改定としてきたところです。</p> <p>このたび令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始されることとなり、同じく地方税法施行令で限度額が定められる見込みであります。翌年度に改正すると令和8年度の限度額の設定ができず、不適正な賦課となります。</p> <p>このため、改正を翌年度とせず、改正政令施行と同年度に子ども・子育て支援金分の限度額を設定するとともに、従来の基礎分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分についても、適切な税額確保を図るため、あわせて同年度に設定することについて審議をお願いするものです。</p> <p>詳細については資料でご説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。</p> <p>初めに、「1 課税限度額について」ですが、課税限度額は、世帯主が支払う「年間の保険税額の上限額」になります。</p> <p>国民健康保険税は前年の課税所得と加入者数に応じて計算されますが、納めた保険税額にかかわらず、誰もが同じ内容の給付を受けることとなるため、保険税の負担と受益の関係を考慮して、保険税額に一定の上限が設けられています。</p> <p>また、限度額を引き上げることにより、課税額が限度額を超える高所得者の負担が高まりますが、その一方で中間所得層の負担が軽減されるという影響があります。</p> <p>国民健康保険税の限度額は、地方税法施行令で定められており、この政令の改定については、例年、年度末に公布され4月1日施行されています。</p> <p>次に「2 江別市の国民健康保険税課税限度額の改定時期」ですが、課税限度額改定は、江別市国民健康保険税条例の改正によることになりますが、先ほどの地方税法施行令の改正政令施行の日程では、国保運営協議会での協議や、市議会への議案提出の暇がないため、国の改正政令が施行された年度中の課税に反映することができず、翌年度の改定として参りました。</p> <p>下の図には、国及び江別市の推移として、表で整理しております。左側の国の改定時期と、右側の江別市での改定時期にありますとおり、国の法定課税限度額の内容を江別市では1年遅れて改定しております。</p>

	<p>次に「3 子ども・子育て支援金制度の開始」ですが、先ほど報告事項でもご説明したとおり、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始され、医療保険者は、従来の医療保険の保険料に加えて、子ども・子育て支援金を被保険者から徴収することになります。</p> <p>この制度も地方税法施行令で賦課限度額が定められる見込みですが、市の条例改正を翌年度とすると令和8年度の限度額の設定が出来ず、不適正な賦課となるため、改正政令施行と同年度に設定することが必須となります。</p> <p>「4 医療分、後期高齢分、介護分の課税限度額の改定について」ですが、従来の3区分の課税限度額についても適正な税額確保と中間所得層の負担軽減のため、子ども・子育て支援金制度の開始にあわせて、1年遅れを是正して同年度の改定を検討いたします。</p> <p>なお、改正政令施行の同年度に設定することについては、北海道からも対応が求められており、全道統一保険料となる令和12年度には、同年度の設定が必須となります。</p> <p>次に8ページをご覧ください。</p> <p>「5 諒問の内容」ですが、課税（賦課）限度額の改定内容が示される令和8年度税制改正大綱に基づいた医療分、後期高齢分、介護分及び子ども・子育て支援金分の限度額について、ということで、委員の皆様におはかりさせていただきます。</p> <p>先ほどご説明させていただいたとおり、運営協議会で協議いただくには、地方税法施行令の公布は待てませんので、例年12月末に示される税制改正大綱にて、予定される限度額改定の内容を把握し、江別市の令和8年度に設定すべき限度額を検討することになります。</p> <p>次に、「6 参考」として、令和7年度法定と令和8年度法定の限度額にそれぞれ設定した場合の影響の状況を、(1)で限度額に到達する世帯収入の状況と(2)で影響見込みとして、増額を見込む歳入の状況を、令和7年度と、令和8年度の法定限度額をそれぞれ設定した場合の影響をお示ししております。</p> <p>また、(3)として、道内35市の改定状況をお示ししております。現在江別市を含む7市では、政令施行から1年遅れて改定しており、その他の28市では、同年度に改定を済ませている状況です。</p> <p>説明は以上になります。</p>
齋藤会長	ただいま事務局から、諒問事項の「江別市国民健康保険税の課税（賦課）限度額について」の説明がありましたら、ご意見・ご質問はございませんか。
委員一同	(質疑なし)
齋藤会長	基本的には税法の改正に伴って改正されるという内容です。ただ、今までが一年遅れでやっていたということです。いずれにしても、一年遅れでない、同時期に改定を行っていく方向にもっていかなければならぬと北海道から言われているということですね。何かございませんか。
委員一同	(意見なし)

斎藤会長	それでは、皆さんご意見なしということですので、課税（賦課）限度額を諮問のとおり改定することについて妥当であることと答申したいと思います。
委員一同	異議なし
斎藤会長	<p>答申書の文案につきましては、次回の運営協議会の議題とさせていただきます。</p> <p>以上で（1）「江別市国民健康保険税の課税（賦課）限度額について」終了いたします。</p> <p>つづきまして、（2）「江別市国民健康保険税の税額について」、審議いたします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
国保年金課長	<p>「江別市国民健康保険税の税額について」、ご説明します。</p> <p>諮問書につきましては、同じく机上に配付しておりますので、ご参照ください。</p> <p>平成30年度の国保の都道府県単位化に伴い、市町村は北海道が決定した国保事業費納付金を北海道に支払うこととなりましたが、このたび北海道から示された令和8年度事業費納付金概算額に対し、現行税額では余剰額が生じる見込みです。</p> <p>また、令和8年度から子ども・子育て支援納付金制度が始まり、従来の基礎課税分等に加え、子ども・子育て支援金分の新たな設定が必要となります。</p> <p>このため、令和8年度の税額について審議をお願いするものです。</p> <p>詳細については、資料でご説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。</p> <p>「1 税額改定の留意点」ですが、まず、令和6年度江別市国民健康保険運営協議会の答申内容は、積立基金を有効活用し、毎年度適切な税額を検討する、との内容でした。</p> <p>続いて、令和8年度の税額改定の条件を3点挙げております。</p> <p>1点目は、令和8年度に子ども・子育て支援金が創設されるため、この分の税額改定が必須であること。</p> <p>2点目は、応能割と応益割の賦課割合は、現在の割合「48：52」から、北海道が示す統一保険料での賦課割合「44：56」に円滑に繋げることで、令和8年度は「47：53」が目安になります。</p> <p>3点目は、令和11年度末には北海道が示す基金残高「事業費納付金の5%」、江別市の場合、約1.5億円を確保し、残りの基金は税額低減のために活用することで、現在、活用できる残りの基金は、1億6,400万円ですので、令和8年から令和11年の4年で割り返した、年4,100万円が活用できる目安の金額となります。</p> <p>次に、その下の納付金概算額等の状況について、先ほどご報告した内容と重複いたしますが、納付金概算額が、前年度の確定額から約1億9千万円低減して、約28億6千万円、必要な保険税は、前年度の確定額から約1億5千万円</p>

低減して、約22億4千万円でした。北海道からは、納付金は上昇していく見込みと言われていますが、概算額が通知された時点では前年に比べて減額となりました。

次に標準保険料率は、必要な保険税を集めるために適切な税率として、北海道が示すものですが、以下の表のとおり通知されました。

表の右にあるとおり、子ども子育て支援金制度の賦課額も含まれております。子ども分については、令和8年度から全道統一保険料とすることが、北海道から示されています。

続いて、11ページをご覧ください。

このページ以降、事務局で推計した令和8年度の加入世帯数、被保険者数、総所得額をもとに、3通りの税額を試算し、北海道が示した必要な保険税に対して、どれくらいの税収が見込めるかを推計しております。

まず、「2 現行税額に基づく税額改定試算」ですが、改定内容として、医療分、後期高齢分、介護分の税額は据え置きし、子ども分は全道統一保険料で設定しております。

中段の表では、左側縦軸に年度とその差、横軸には医療分、後期高齢分、介護分と令和8年度から追加する子ども分と、その下には、それぞれの所得割、均等割、平等割を記載しております。また、子ども分には、18歳以上均等割が設定されています。

従来の3区分は、令和7年度に設定している税額と同様になりますので差はありませんが、新設の子ども分のみ増額となります。

この設定で試算した結果は下段の表のとおりですが、a 必要な保険税と、b 税収見込み額の差は、赤枠で表示しています g 余剰額 約1億3,500万円となり、h 賦課割合は50:50となりました。

この結果を右の枠内にまとめておりますが、余剰額が過大で翌年度の基金に積み増すことになり、また、賦課割合が目指すべき47:53から乖離する結果になりました。

続いて、12ページをご覧ください。

こちらでは、北海道から通知された、標準保険料率に基づく税額改定試算を行っています。

改定内容として、医療分、後期高齢分、介護分の税額に標準保険料率を設定し、子ども分は先ほどと同じく全道統一保険料率を設定しています。

中段の表の差をご確認いただくと所得割は低減しますが、均等割と平等割は増額となりました。

この設定で試算した結果は下段の表のとおりで、a 必要な保険税と、b 税収見込み額の差は、赤枠で表示しています g 余剰額 約1億7,600万円となり、h 賦課割合は47:53となりました。

この結果を右の枠内にまとめておりますが、余剰額が過大で翌年度の基金に積み増すことになりますが、賦課割合は目指すべき47:53に合致する結果

	<p>となりました。</p> <p>続いて、13ページをご覧ください。</p> <p>こちらでは、税額低減のために基金を活用した税額改定試算をしています。</p> <p>改定内容として、医療分、後期高齢分、介護分の税額を低減させるために基金4,100万円を活用し、子ども分は、全道統一の保険料率を設定しています。</p> <p>中段の表の差をご確認いただくと、全体的に低減していますが、介護分の平等割は、令和7年度の設定が低かったので、700円増額になっています。</p> <p>この設定で試算した結果は下段の表のとおりですが、a 必要な保険税と、b 税収見込額の差は、g 余剰額・不足額に示しているとおり、基金活用目安となる約4,100万円の不足となり、h 賦課割合は47:53となりました。</p> <p>この結果を右の枠内にまとめておりますが、不足額は基金を活用して繰り入れし、賦課割合は目指すべき47:53に合致しております。</p> <p>続いて、14ページをご覧ください。</p> <p>こちらでは、今ご説明した基金を活用した税額改定試算について、所得及び世帯ごとの保険税比較ということで、所得ごとの年税額の早見表を記載しております。</p> <p>左の縦軸には所得を設定し、上の横軸には世帯内的人数と介護分の有無を区別しており、ピンクの網掛けの現行税額と、水色の網掛けの改定税額と、その差を記載しています。</p> <p>下段の枠内に、結果をまとめておりますが、前年との比較では平均で約4.3%減額となります。ただし、所得が0から43万円の世帯では増額になります。</p> <p>また、表の下の※に記載していますが、子ども分の計算方法は確認中であり、また、算定上の国保加入者は全員18歳以上として、賦課限度額は未定のため計算上反映しておりません。</p> <p>続いて、15ページをご覧ください。</p> <p>「5 今後のスケジュール」ですが、本日開催の運営協議会以後、年が明けて1月に北海道から納付金確定額が示されますので、1月21日開催の第3回運営協議会で、納付金確定額に基づいた税額をお示ししますので、あらためて税額改定の協議をいただき、協議会から答申をいただきます。</p> <p>その後、2月に江別市国民健康保険税条例の改正について江別市議会に諮り、3月には議決。4月に税額改定という予定で進めて参ります。</p> <p>以上です。</p>
齋藤会長	はい。ありがとうございました。 膨大な資料の説明でしたけれども、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。
委員一同	(質疑なし)
齋藤会長	3つ案が示されておりますが、どうみても3番目がいいのではないかと見え

	<p>ます。ただし、あくまでも現時点での概算額での内容でございまして、実際には診療報酬の改定等があって、概算額が上がってしまう可能性があり、そうなると金額が変わる可能性があるため、あくまで今の金額ということではございます。</p> <p>資料に税額改定の条件というのがありましたけれども、これに合致するのが3番目ということになります。難しい内容ですが、いかがでしょうか。ご意見ございませんか。</p>
委員一同	(意見なし)
斎藤会長	納付金確定額が示されないと具体的な改定税額は決められませんが、「4 基金を活用した税額改定試算」の方向性で次回検討することに、ご異議ありませんでしょうか。
委員一同	異議なし
斎藤会長	<p>異議がありませんので、次回の運営協議会において、納付金確定額にもとづいた税額をあらためて協議し、答申をまとめたいと思います。</p> <p>以上で（2）「江別市国民健康保険税の税額について」を終了いたします。</p> <p>それでは、最後に、「4 その他」について、委員の皆様から何かありますでしょうか。</p>
委員一同	(意見なし)
斎藤会長	無いようでしたら、事務局から何かありますか。
国保年金課長	<p>今回諮問いたしました2件については、税制改正大綱にもとづいた課税限度額と、納付金確定額にもとづいた税額改定試算を次回の運営協議会でお示しします。</p> <p>なお、次回の運営協議会は1月21日（水）を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
斎藤会長	時間は、今日と同じく18時30分からでよろしいですね。
国保年金課長	はい。同じ時間を予定しております。
斎藤会長	<p>ただいま事務局より説明がありましたので、委員の皆様におかれましてはその旨お含みおきください。</p> <p>これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>